

会 則

一般社団法人
松戸市薬業会

一般社団法人 松戸市薬業会々則

(名 称)

第1条 本会は一般社団法人松戸市薬業会という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を松戸市竹ヶ花45に置く。

(目 的)

第3条 本会は、松戸市医薬品販売業者の倫理及び機能の水準を高め、薬業の進歩、発展を図るとともに、消費者に対する薬事知識の普及、及び啓発を通じ公衆衛生向上に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 医薬品登録販売者の職能の向上に関する事業。
- (2) 薬事の向上発展に関する事業。
- (3) 薬事知識の普及啓発と薬物等の乱用防止に関する事業。
- (4) 薬事に関する講習会、講演会、研修会、保険介護福祉事業に関する事業。

(会員の資格)

第5条 (1) 本会の会員は、医薬品販売業者、医薬品卸し又は、医療材料卸しを行う事業者である事。
(2) 本会の会員は、松戸市内に事業所を有する事。
(3) 前各項を業とする代表者もしくは店舗責任者。
(4) 前各項の従業者で理事の推薦を受けたもの。

(会 費)

第6条 会費は総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退 会)

第8条 (1) 会員が退会しようとする時は、別に定める退会届を提出しなければならない。
(2) 会員が死亡した時は、退会したものとみなす。
(3) 会費の納入を1年以上怠り、催告を受けてもなお納入しない時は、退会したものとみなす。

(除 名)

- 第 9 条 (1) 会員が本会の名誉を毀損し、本会の会則及び、本会の趣旨に反する行為をした時は、理事会において出席理事の過半数以上の決議を経て、総会の同意を得て除名する事ができる。
- (2) 会員を除名しようとする時は、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の返還)

- 第 10 条 会員の即納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

(役 員)

- 第 11 条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名 (会長、副会長を含む)
- (5) 監事 1 名

(役員の仕事)

- 第 12 条 (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、これに代る。
- (3) 理事は会務執行に参画し、会務を行う。
- (4) 監事は会務の執行及び会計監査し、その監査の結果を総会において報告する。

(役員の仕事)

- 第 13 条 (1) 会長、副会長、監事は総会において会員の中から選出する。
- (2) 常任理事は、理事の中から承認を得て、会長が定める。
- (3) 役員が欠員を生じた時には、補充しなければならない。

(役員の仕事)

- 第 14 条 (1) 役員の仕事は 2 年とする。但し再任は妨げない。
- (2) 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員の仕事又は任務が満了した場合においても、後任者が就任するまでその任務を行はなくてはならない。

(役員の仕事)

- 第 15 条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、理事会において理事の過半数以上の決議によって、議会の承認を得て解任する事ができる。

(職 員)

- 第16条 (1) 本会は職員を置くことができる。
(2) 職員は会長が任命する。
(3) 職員は会長の命を受けて本会の事務に従事する。

(会議の種類)

- 第17条 本会の会議は、総会、理事会、常務理事会とし、
総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第18条 総会は会員、理事会は理事をもって、常任理事会は
常任理事をもって構成する。

(会議の決議事項)

- 第19条 (1) 総会は会則を別に定めるものの決議を行う他、次の事項を決議する。
1、事業計画及び収支予算の決定。
2、事業報告及び収支決算の承認。
3、長期借入金の決定。
4、その他、本会の運営に関する重要な事項。
(2) 理事会にはこの会則を別に定めるものの他、次の事項を決議する。
1、総会の決議した事項の執行に関する事項
2、総会に付議すべき事項
3、その他、総会の決議しない会務の執行に関する事項。
(3) 常任理事会は、本会の会務の円滑な運営を図る為の会務について
会長の諮問に応ずる。

(会議の開催)

- 第20条 (1) 通常総会は毎年年度終了後、2ヵ月以内に開催する。
(2) 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
1、理事が必要と認めた時。
2、会員総数の5分の1以上から会員の目的を記載した書面により
請求があった時。
3、監事が第12条4項の規定に基づいて召集する時。
(3) 理事会は次に掲げる場合に開催する。
1、会長が必要と認めた時。
2、理事総数の半分以上から会議の目的を記載した書面により
請求があった時。
3、常任理事会は会長が必要と認めたとき開催する。

(会議の召集)

- 第21条 (1) 会議は前条第2項第3号を除いて会長が召集する。
- (2) 会長は前条第2項第2号の場合には、請求があった21日以内に臨時総会を同条第3項第2号の場合には請求のあった日から14日以内に理事会を召集しなければならない。

(会議の議長)

- 第22条 (1) 総会の議長は、その総会において会員の中から選出する。
- (2) 理事会の議長は会長がこれにあたる。
- (3) 常務理事会の議長は会長とする。

(会議の定足数)

- 第23条 会議は議会において、会員数及び理事においては、理事現在数の過半数以上の出席がなくては開催する事ができない。

(会議の決議)

- 第24条 (1) 総会の議事は、この会則に別に定める他、出席した会員の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。
- (2) 理事会の議長は過半数の同意をもって決する。

(会議における書面表決等)

- 第25条 やむを得ない理由の為に、会議に出席できない会員又は、理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。
- この場合においた前23条の摘要については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

- 第26条 会議の議事については、議事録を記載しなければならない。

(経費の支弁)

- 第27条 本会の経費は運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

- 第28条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

- 第29条 この会則の施行について必要な事項は総会の決議を経て別に定める。

附則この会則の施行は令和7年9月1日より施行する。

施行細則

本会は県薬業会、県医薬品小売商業組合の経費を負担する。

会費 会費は会長の指定する期日までに本会に納付しなければならない。

(1) 会費は会則第6条により33,000円とする。

但し、途中入会者の場合は、四半期とその該当期より納入する。

(2) 入会金は100,000円とする。

出張手当

出張手当は役員又は会員が会務のため出張する時は、

交通費、実費の他に出張手当を支給する。

又、協会他主催者からの支給がある場合はこれを差し引くものとする。

本条の支払いは会長の証明により会計から支払う。

弔慰金 弔慰金は会員及び配偶者に限定し、献花又は生花一基を供する。

見舞金会員及び配偶者の長期にわたる病気見舞いには、

役員会にて協議して見舞金を贈る。

本施行細則は令和7年9月1日より施行する。